

指定NPO法人制度の手引き

徳 島 県
令和3年6月

目 次

第1章 指定NPO法人制度について

導入編	1
1 指定NPO法人等になるまでのフロー.....	2
2 指定申出手続.....	3
3 事前チェックシート.....	4
解説編	19
1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続.....	21
(1) 指定を受けようとする場合.....	21
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	21
(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務.....	21
2 指定NPO法人としての指定を受けるための基準.....	25
3 欠格事由.....	35
4 指定NPO法人に関する優遇措置等.....	38
<様式及び様式例>.....	39

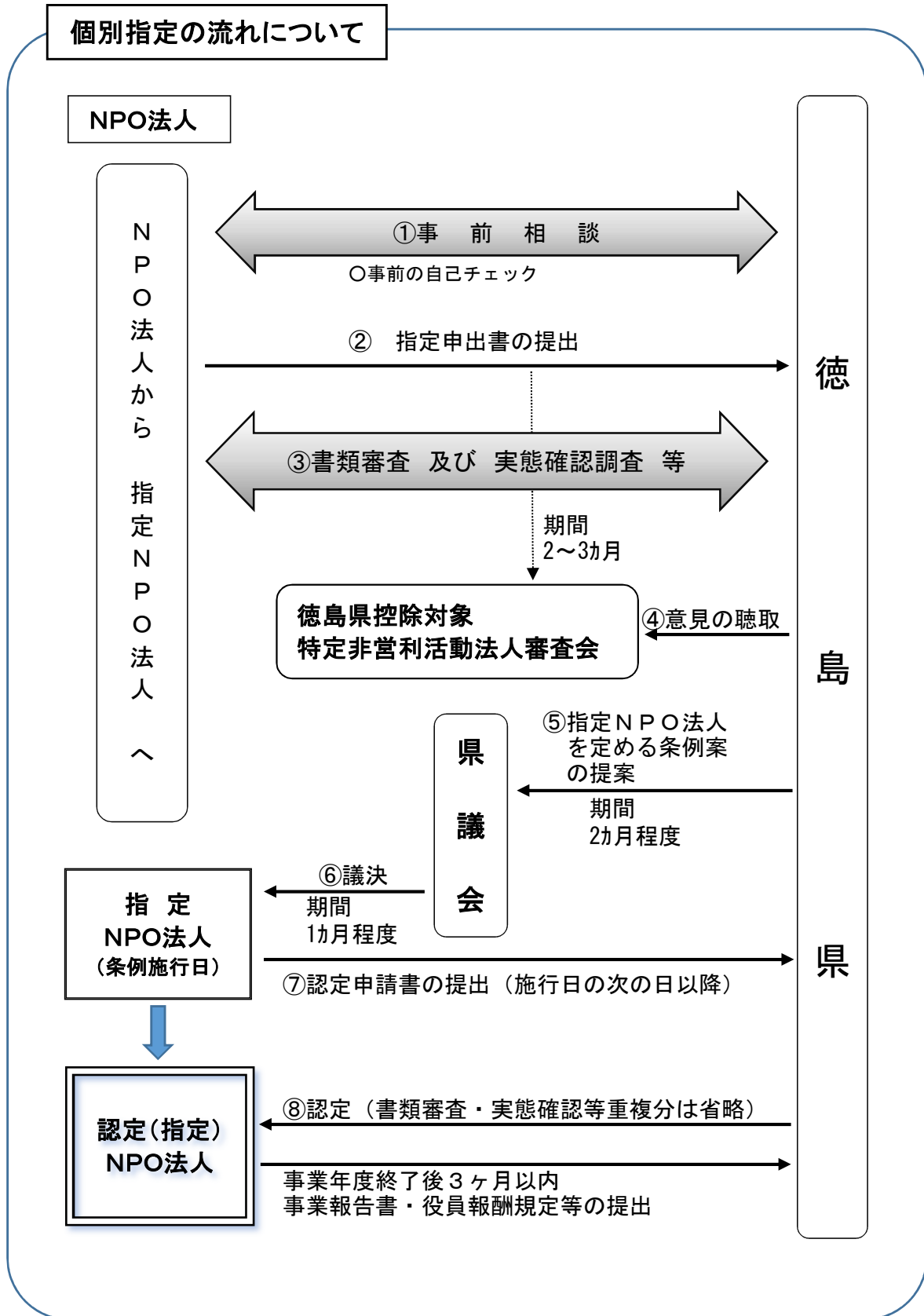
第2章 指定NPO法人の管理・運営について..... **83**

1 指定NPO法人の報告義務.....	84
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告.....	84
(2) 助成金の報告.....	85
(3) その他の報告.....	86
2 指定NPO法人の情報公開.....	87
(1) 指定NPO法人の情報公開（閲覧）.....	87
(2) 徳島県の情報公開（閲覧・謄写）.....	88
(3) 指定NPO法人の活動に関する情報の公開（インターネット等の利用）.....	89

3 指定 NPO 法人に対する監督等.....	89
(1) 指定 NPO 法人に対する報告及び検査.....	89
(2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等.....	90
(3) その他の事業の停止.....	90
(4) 指定 NPO 法人に対する指定の取消しのために必要な手続を行う基準.....	90
＜様式及び様式例＞.....	92
徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例.....	106

導 入 編

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、県の条例で定めるところにより、徳島県に提出することとされています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4⑩）。

◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類

申 請 書
指定申出書（様式第1号）

申 請 書 の 添 付 書 類
① 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
② 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（参考）

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類
① 事業報告書
② 財産目録
③ 貸借対照表
④ 活動計算書
⑤ 年間役員名簿
⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

◎ 指定時期の目安

申出をする時期	指定を受ける時期
2月15日まで	同年 7月中旬
5月15日まで	同年10月中旬
7月15日まで	同年12月下旬
10月15日まで	翌年 3月下旬

◎ 指定の更新

指定の有効期間は5年間です。

更新の申出は、指定の有効期間の終了する9ヶ月前から6ヶ月前までに申出書等を県の窓口
に提出してください。

3 事前チェックシート

- 指定を受けるためには、条例に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の11項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目②イ・ロ、③イ・ロ・ハ、④、⑥D・Eは実績判定期間において、項目①、⑤、⑥A・B・C、⑦、⑧、⑨は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人は2事業年度分)の合計人数、合計件数及び各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① 徳島県内に主たる事務所がある	適・否
●イ、ロのいずれかの基準を選択 イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が10%以上である(P6)	適・否
② ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が年平均30人以上であり、かつ年1,000円以上の寄附金額の総額が年平均150,000円以上である(P7)	
●イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択 イ【ボランティア基準】特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数が、年平均100人以上である(P8)	適・否
③ ロ【催し実績基準】 広く県民等を対象とした特定非営利活動に係る催しを年平均3回以上実施している(P8) ハ【協働事業実績基準】 国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関、その他の団体との協働事業を年平均1回以上実施している(P8)	
④ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P10)	適・否
⑤ 運営組織及び経理が適切である(P12)	適・否
⑥ 事業活動の内容が適正である(P13)	適・否
⑦ 情報公開を適切に行っている(P14)	適・否
⑧ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P15)	適・否
⑨ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P16)	適・否
⑩ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P17)	適・否
⑪ 欠格事由のいずれにも該当しない(P18)	適・否

ご注意ください！

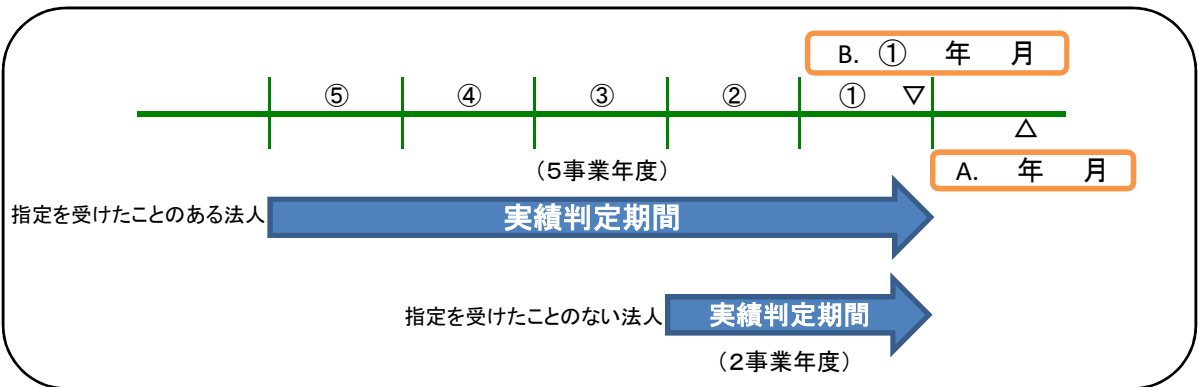
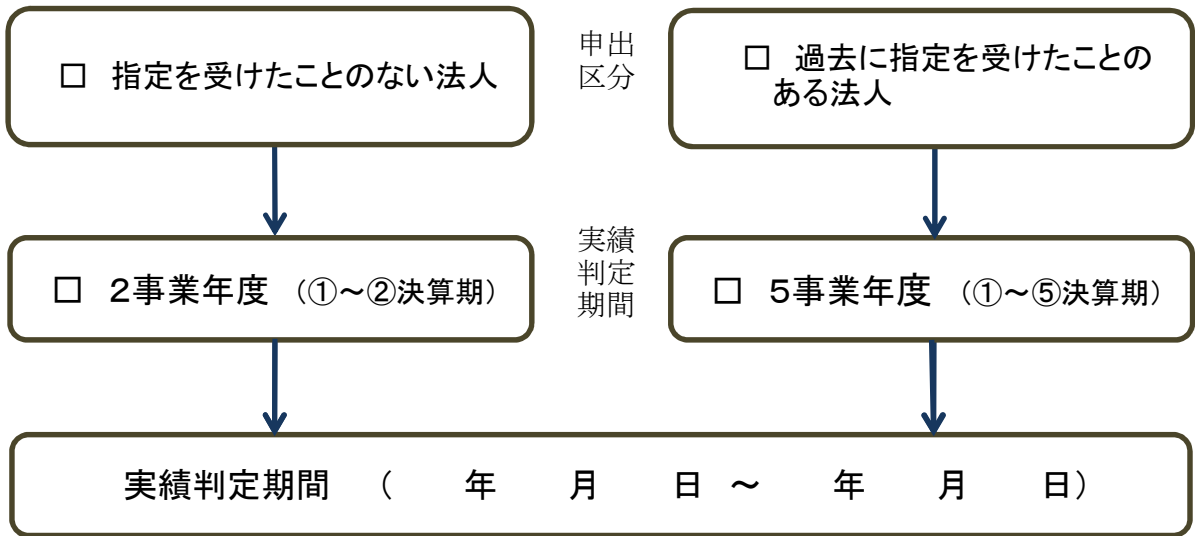
- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- 指定基準等の具体的な手続等については、19頁以降の「解説編」をご参照ください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
------------------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



☆ 基準②については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等②-イ —寄附金基準について—
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額()}}{\text{Gの金額()}} \geq 10\% \text{である}$$

はい

いいえ

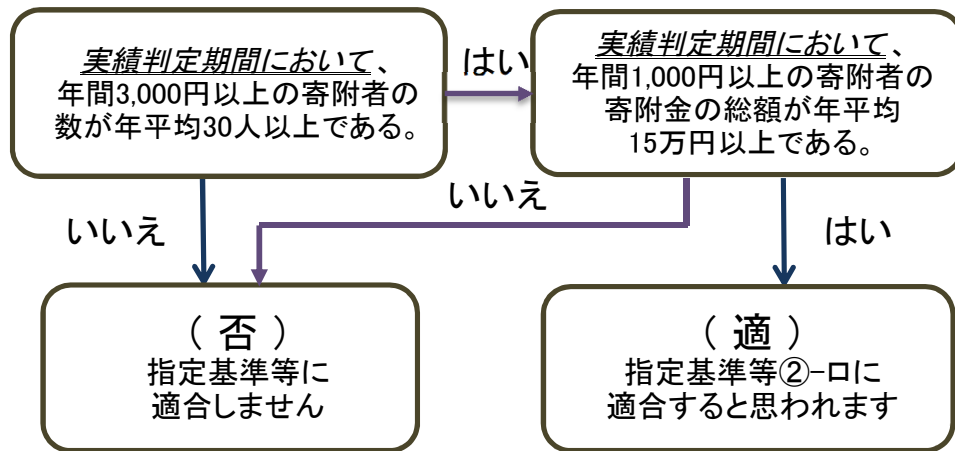
(適)
指定基準等②-イに
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

※ 指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

- ☆ 基準②については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 休眠預金等交付金関係助成金による収入がある場合には、P29の算式により確認してください。

指定基準等②-ロ —寄附金基準について—
【絶対値基準】



(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が30人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均30人以上となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、年1,000円以上の寄附者の寄附金の総額が150,000円以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均150,000円以上となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)	年1,000円以上の寄附者の寄附金総額(C)
①	自	年	月 日	月	人 円
	至	年	月 日	月	人 円
②	自	年	月 日	月	人 円
	至	年	月 日	月	人 円
③	自	年	月 日	月	人 円
	至	年	月 日	月	人 円
④	自	年	月 日	月	人 円
	至	年	月 日	月	人 円
⑤	自	年	月 日	月	人 円
	至	年	月 日	月	人 円
合計				月	人 円

B・Cの合計() × 12

Aの合計()

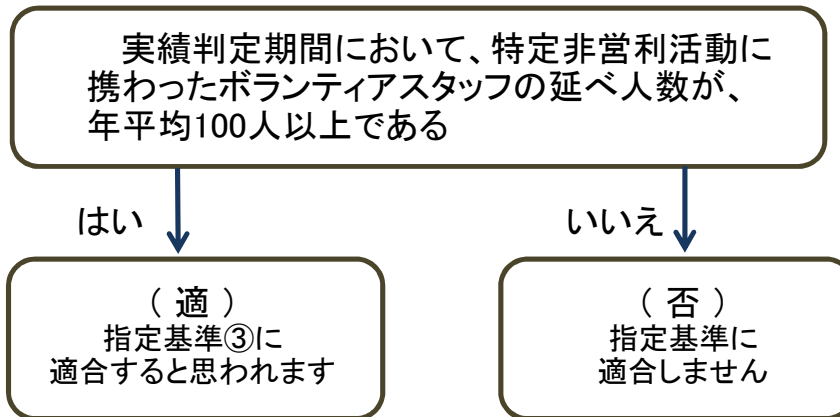
=

B年平均	人	≥ 30人
C年平均	円	≥ 15万円

※ 指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

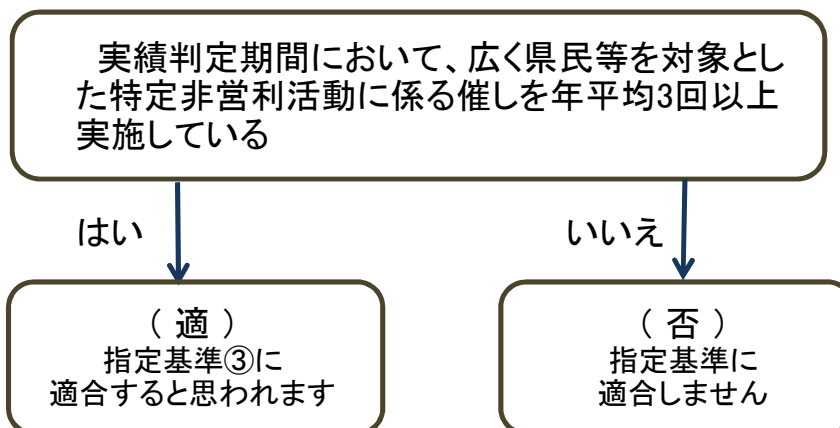
☆ 基準③については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等③-イ — ボランティア基準について —



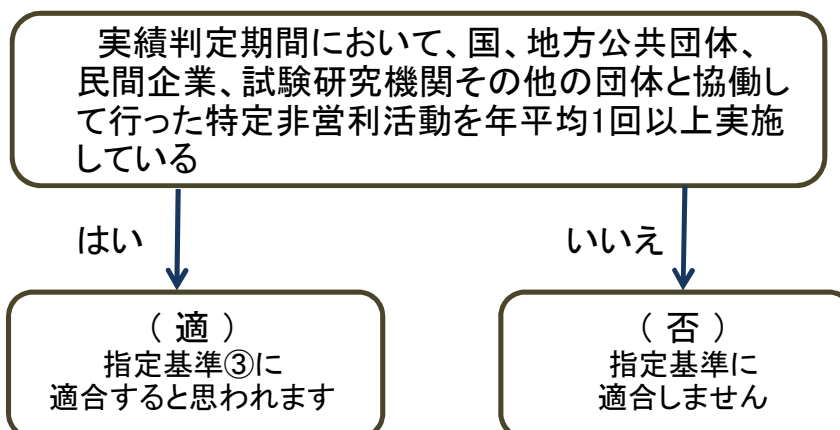
※ 「ボランティアスタッフ」の定義については、P9を参照願います。
実質判定期間に係る「ボランティアスタッフ名簿」(P57)を申出書に添付してください。

指定基準等③-ロ — 催し実績基準について —



※ 「催し」の定義については、P9を参照願います。
実質判定期間に係る催し実績表 (P58)を申出書に添付してください。

指定基準等③-ハ — 協働事業実績基準について —



※ 「協働事業」の定義については、P9を参照願います。
実績期間に係る協働事業実績表 (P59)を作成し、申出書に添付してください。

☆ 基準③については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくこととなります。

指定基準等③-イ —ボランティア基準について—

○ボランティアスタッフの延べ人数には、給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者を除きます。

(※交通費・消耗品費等の実費相当額については対価とみなしません。)

○当該NPO法人の役員、職員等も除きます。

(注)指定の有効期間更新審査時には、ホームページ等による活動の情報公開についても審査します。

指定基準等③-ロ —催し実績基準について—

催しとは、定款に基づいた特定非営利活動において、会員以外の一般県民の方へ参加募集や開催周知を行い、法人活動の事業効果を高める催しを主催(共催)し、実施したものを対象とします。

具体的には

- 催し開催チラシや情報提供資料
 - 実施した時の様子(写真)が確認できる資料
 - 実績報告資料
- などにより、催し実施審査・確認を行います。

(注)指定の有効期間更新審査時には、ホームページ等による活動の情報公開についても審査します。

(対象外)

- 未実施となった催し
 - 会員以外の方へ日常の活動として提供しているサービス
 - 会員及び特定の団体のみ交流会
- など

指定基準等③-ハ —協働事業実績基準について—

協働事業とは、定款に基づいた特定非営利活動において、下記の要件を満たした事業について主催(共催)し、実施したものを対象とします。

具体的には、

- 行政、企業から補助金・助成金・業務委託を受け実施した事業
※契約書、協働団体としての仕様書、業務分担、実施の写真、事業報告書などにより、協働事業実施審査・確認を行います。
- 他の団体と協働して企画・準備・運営を実施した事業
※企画・準備・運営スタッフ・契約書など準備日程や協働業務内容が記載された資料(文書など)などにより、協働事業実施審査・確認を行います。

(注)指定の有効期間更新審査時には、ホームページ等による活動の情報公開についても審査します。

(対象外)

- 会員及び特定の団体のみ交流会
 - 活動紹介等の印刷物作成作業
- など

指定基準等④ — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

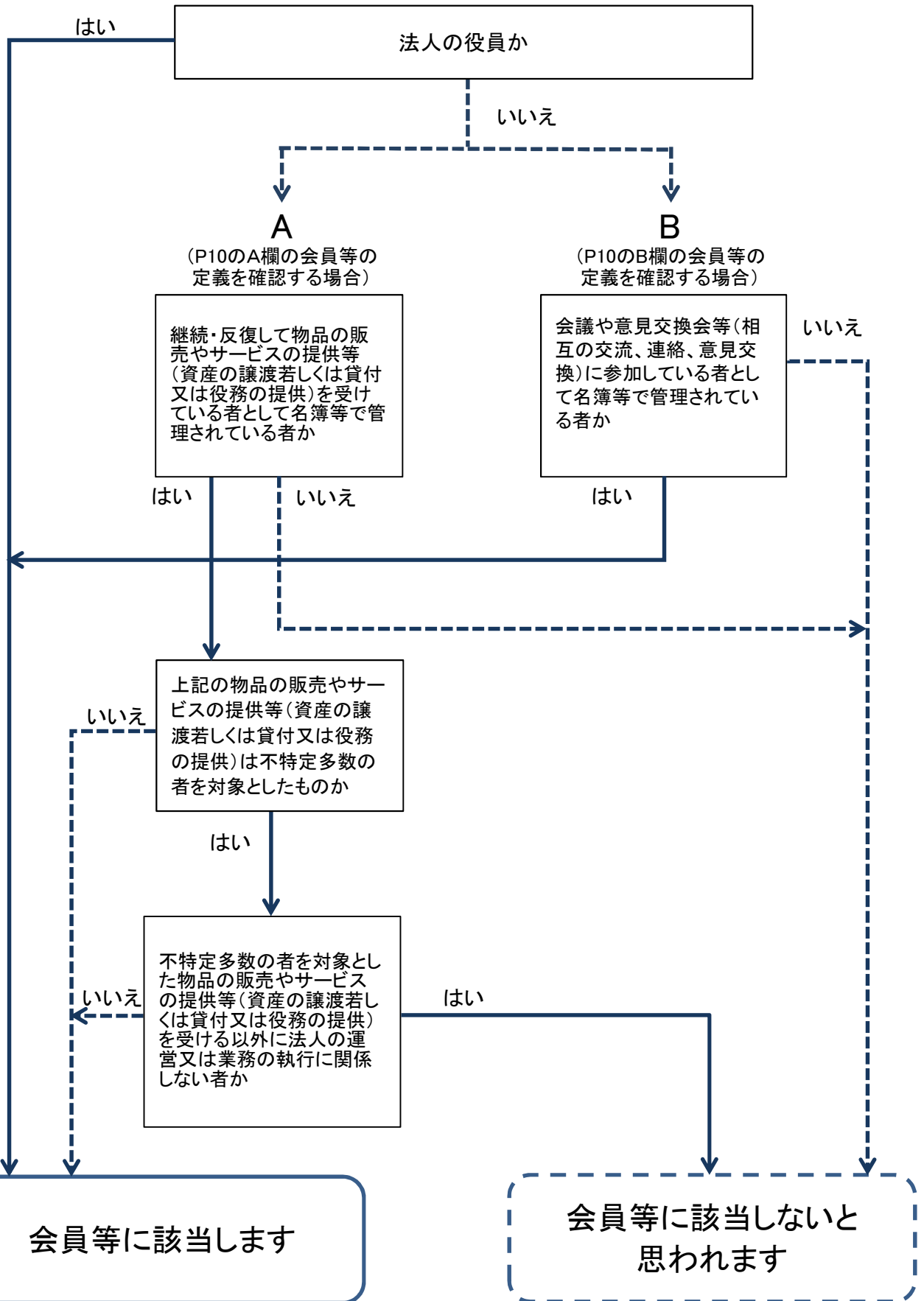
(適)
指定基準等④に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

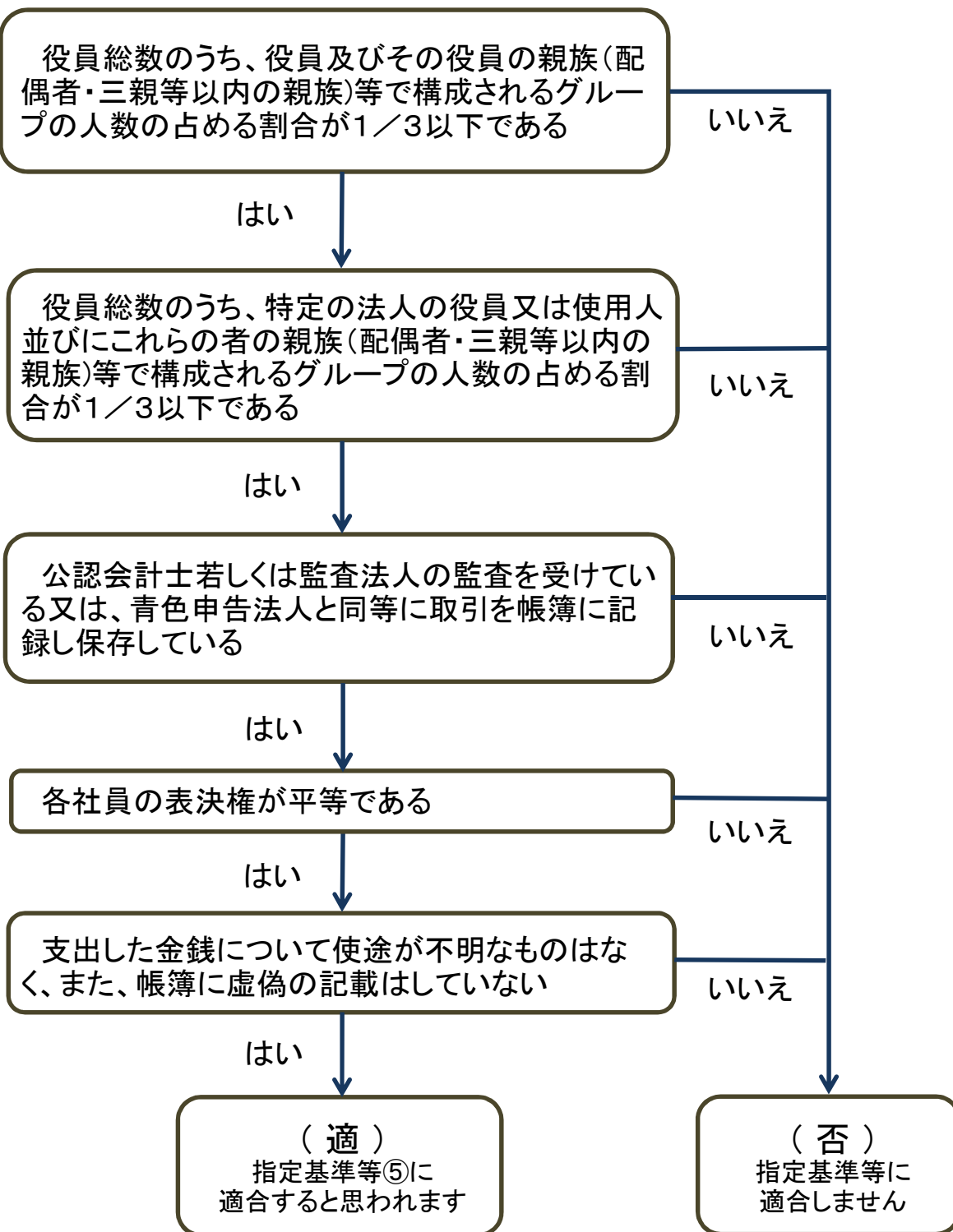
※ 「会員等」の定義については、P11を参照願います。

指定基準等④

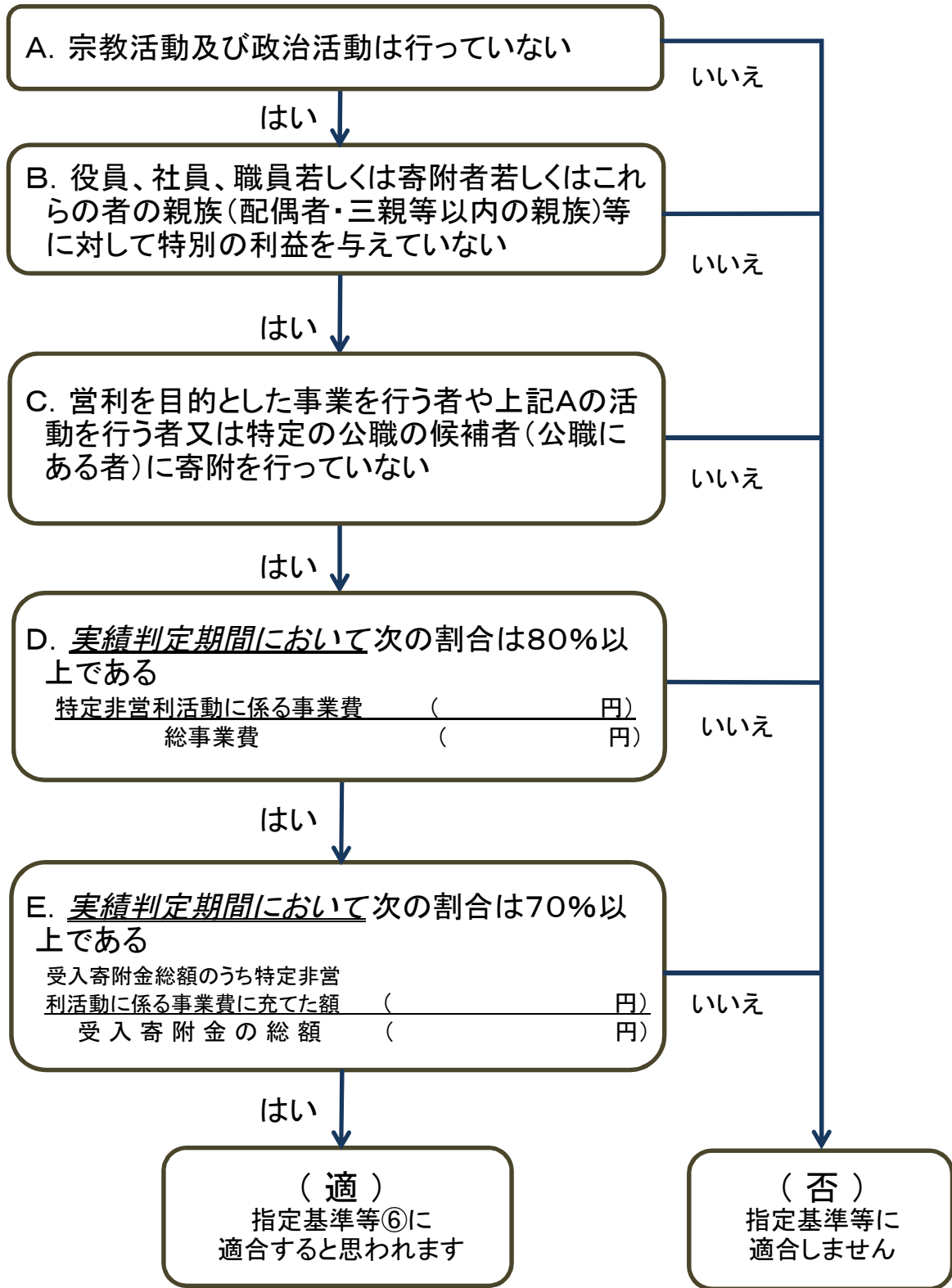
(参考)「会員等」について



指定基準等⑤ — 運営組織及び経理について —

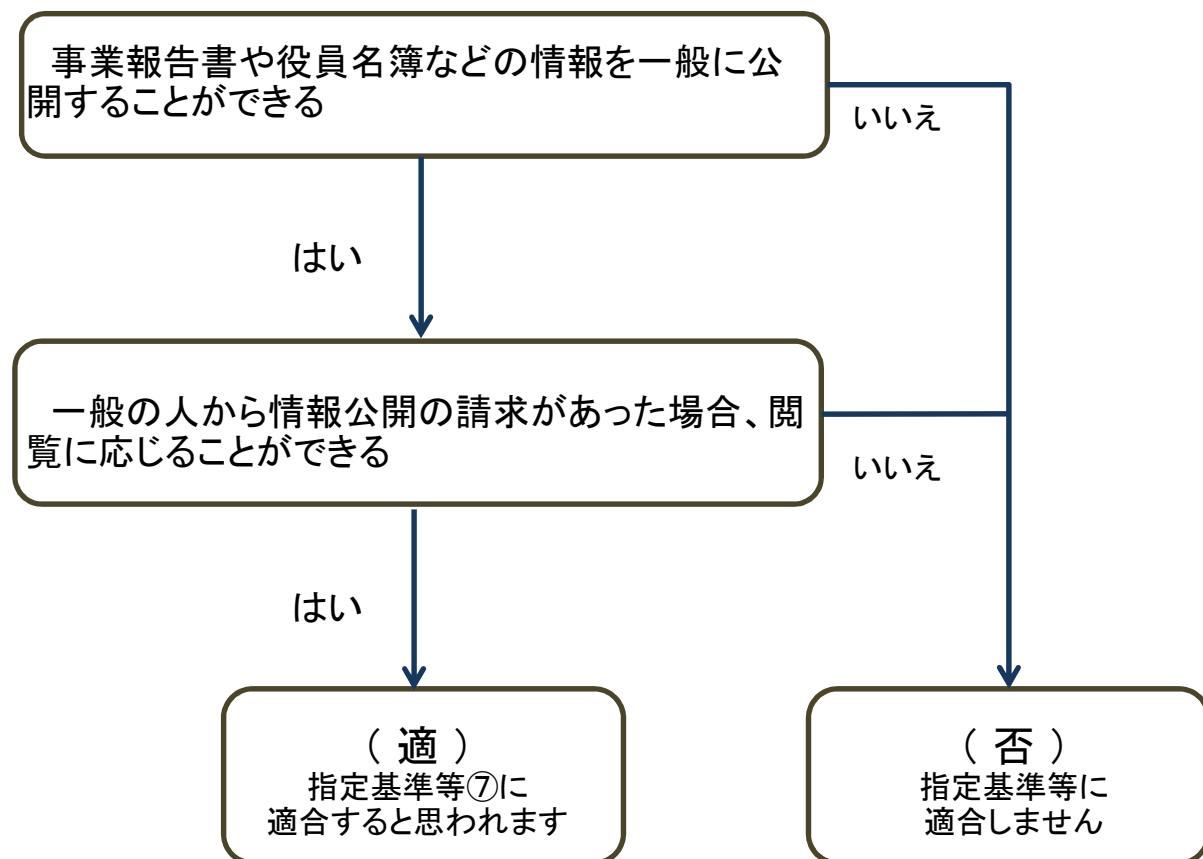


指定基準等⑥ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準等⑦ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

指定基準⑧ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

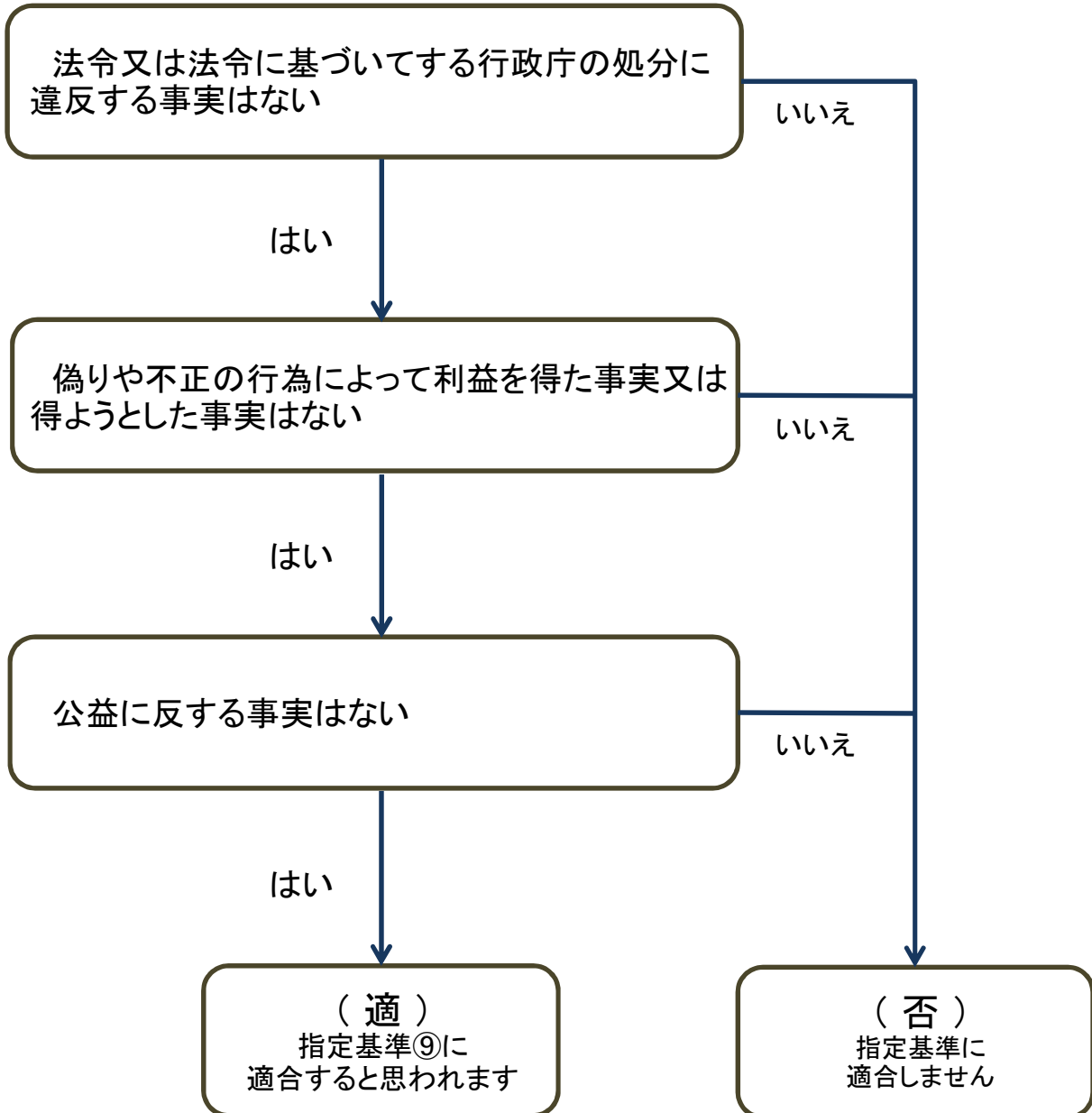
はい

(適)
指定基準⑧に
適合すると思われます

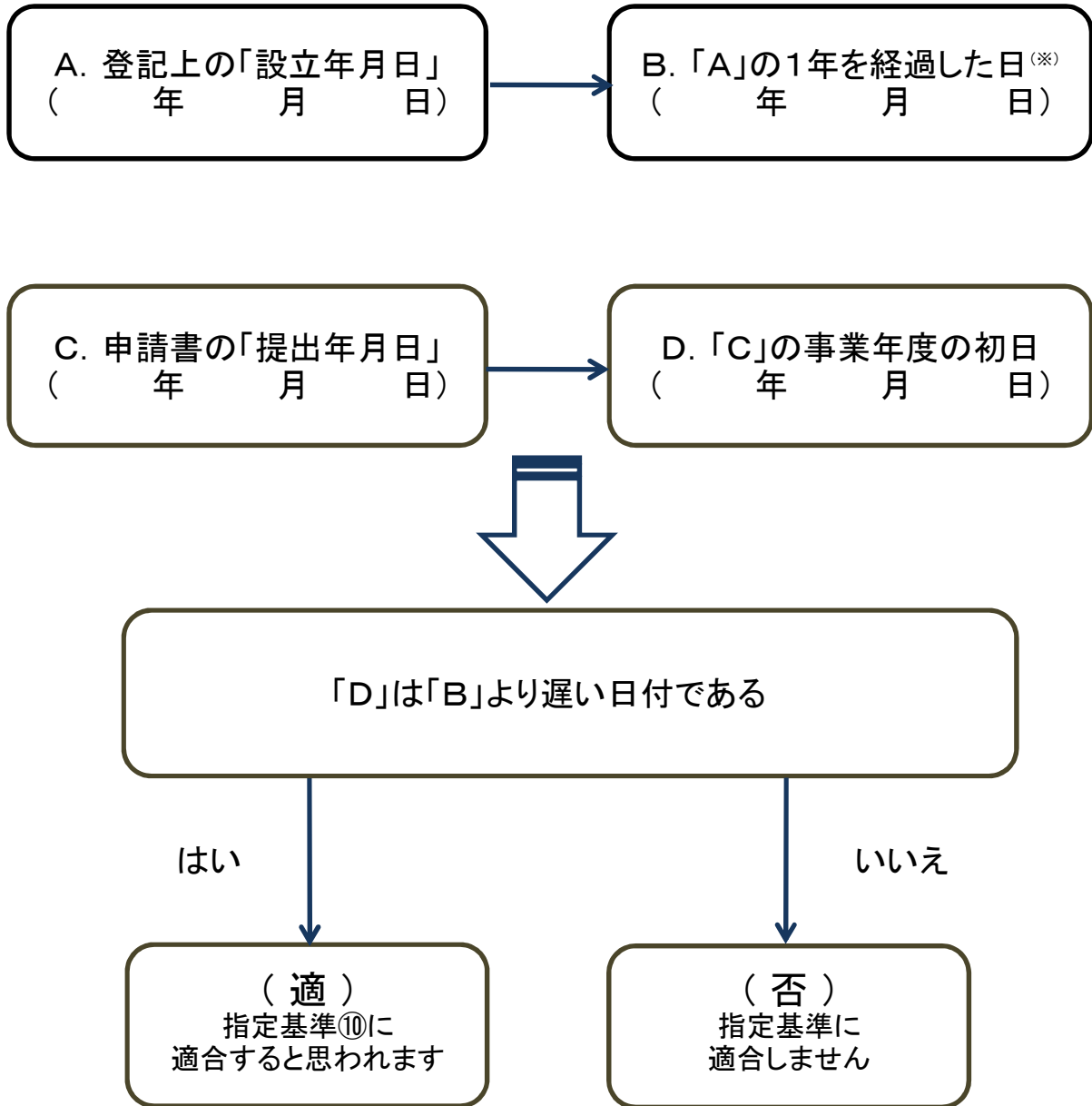
(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 活動計算書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑨ — 不正行為等について —



指定基準⑩ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定、特例認定又は指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定、特例認定又は指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令又は条例等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)

欠格事由に該当
しないと思われます

(否)

欠格事由に該当します

解 説 編

指定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談

- ◎ 指定申出をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
 - 指定を受けるための基準についてはP25～36をご確認ください。

申出書提出

- ◎ 徳島県に指定申出書を提出してください。
 - 申出手続についてはP21～24をご確認ください。
 - 申出様式については「様式及び様式例」P39～81をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 徳島県の担当者が実態確認等を行います。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP37をご確認ください。

審査会

- ◎ 実態確認のあと、審査会（第三者機関）による審査を受けます。

県議会 指定条例案審議

議決

—指定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、県議会で条例指定を受けた法人をいいます（条例2②）。

役員報酬規程等の提出 (P84～85 参照)

- ◎ 指定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を徳島県知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（条例13①②）。

情報公開 (P87～89 参照)

- ◎ 指定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、指定等申出の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。（条例10③、12④）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（条例10④）。
- ◎ また、特定非営利活動に係るイベント開催・参加者募集・イベント実施概要などを、ホームページ等により積極的に公開しなければなりません。（条例15）

異動・変更等の届出等 (P86 参照)

- ◎ 指定NPO法人等は、名称や主たる事務所の所在地、又は代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、徳島県知事に提出しなければなりません（条例10①②、11①）。

1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

1 指定を受けようとする場合

イ 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、徳島県の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申出書を徳島県に提出し、指定を受けることとなります（条例3①②）。

（注） 申出書及び添付書類については、様式及び様式例40頁～81頁をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注） 実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3③）。詳しくは、23頁「参考1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 指定の各基準については25頁～35頁を、欠格事由については35頁～36頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（80頁）

ロ 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①十）。

ハ 指定の有効期間は、徳島県条例による指定の施行日から起算して5年となります（条例9①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次項の「2 指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例9②③④）。

2 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 指定の有効期間の更新を受けようとする指定NPO法人は、有効期間の満了の日の9月前から6月前までの間（以下「申出期間」といいます。）に、徳島県の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申出書を徳島県に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例9②③④）。

- ① 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 更新に係る指定の基準については25頁～35頁を、欠格事由については35頁～36頁をご覧ください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申出書及び添付書類については、様式及び様式例42頁～81頁をご覧ください

寄附者名簿は作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（条例12②）。

（注2） 指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（条例3③）。

ロ 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例9⑦）。

3 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

指定NPO法人は、徳島県の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等を徳島県に提出しなければなりません（条例12②③④、13①②）。提出する書類等の詳細は、84頁～85頁「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

《参 考》

1 指定 NPO 法人等の名称等の使用制限

指定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に指定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の指定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（条例 8①②）。

2 徳島県による指定等の通知

徳島県は、NPO 法人からの申出について、指定又は指定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、指定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（条例 7、9⑥）。

3 指定の公示

徳島県は、指定 NPO 法人へ勧告若しくは命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（条例 19②⑤）。

（公示事項）

- ① 指定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 勧告又は命令の内容

4 指定の失効手続き

指定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その指定の取消のために必要な手続きを行います（条例 21①）。

- イ 指定の基準に適合しなくなったとき
- ロ 申出期間内に指定の有効期間の更新申出をしなかったとき
- ハ 指定 NPO 法人が指定 NPO 法人でない NPO 法人と合併をした場合、その合併により指定基準に適合しなくなったとき
- ニ 正当な理由がなく、条例 19③又は 20①による命令に従わないとき
- ホ 指定 NPO 法人から指定の取消し申出があったとき
- ヘ 指定 NPO 法人が解散したとき

なお、徳島県は、指定 NPO 法人が指定の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（条例 21⑤）

5 協力依頼

徳島県は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（条例 23）。この規定により、徳島県が指定申出中の NPO 法人や指定 NPO 法人に対し、申請書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を適宜実施いたします。

参 考 1 (実績判定期間)

実績判定期間とは、指定又は指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（条例3③）。

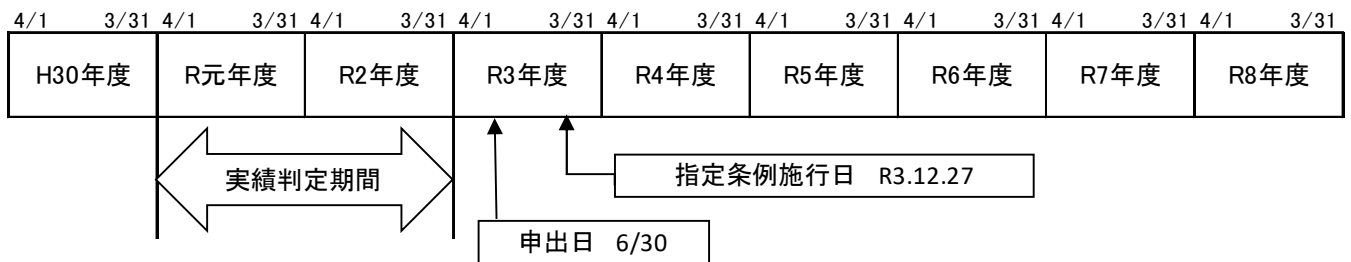
【例1】

《過去に指定を受けたことのない法人の申出の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の徳島県への提出日 n年6月20日
- 申出書を提出した日 n年6月30日
- 実績判定期間 n-2年4月1日（第1期）～n年3月31日（第2期）

過去に指定を受けたことのない法人が申出を行う場合の実績判定期間は、n-2年4月1日（第1期）からn年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する指定基準については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

【具体例】 法人事業年度 4/1～3/31 申出日 R3.6.30 条例施行日 R3.12.27 (仮例)

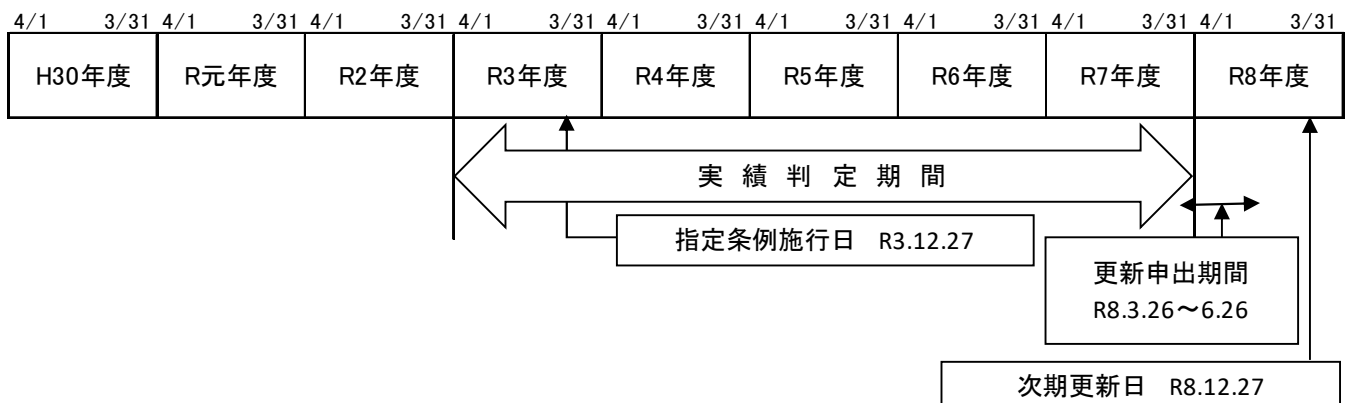


【更新例2】

指定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 初回の指定申出書の提出日 : n年6月30日
- 指定条例施行日 : n年12月〇〇日
- 指定の有効期間 : n年12月〇〇日～n+5年12月〇〇-1日
- 更新申出期間 : n+5年3月〇〇-1日～n+5年6月〇〇-1日
- 実績判定期間 : n年4月1日（第3期）～n+5年3月31日（第7期）

【例】 「具体例」の指定NPO法人の更新タイムスケジュール

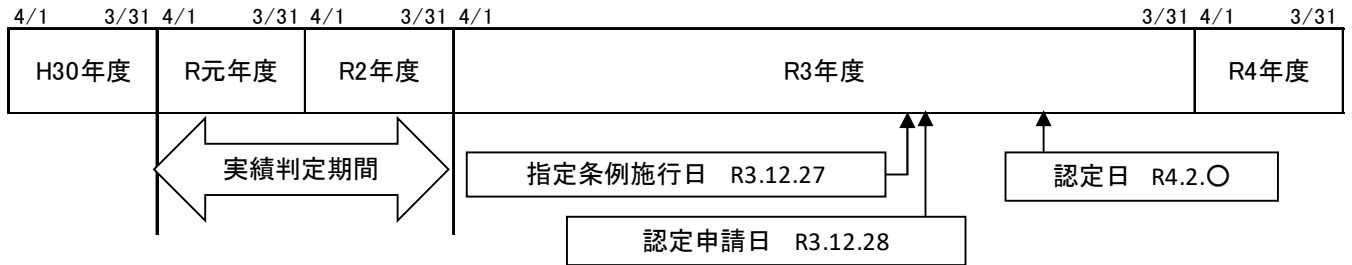


< 補 足 >

指定NPO法人施行日以後の認定申請

○徳島県指定NPO法人は認定基準を全て満たしていることから、施行日の次の日から認定申請ができます。認定審査については、速やかに申請いただくことで指定審査にてすでに実施しているため、認定手続期間が大幅に短縮できます。

「具体例」の法人

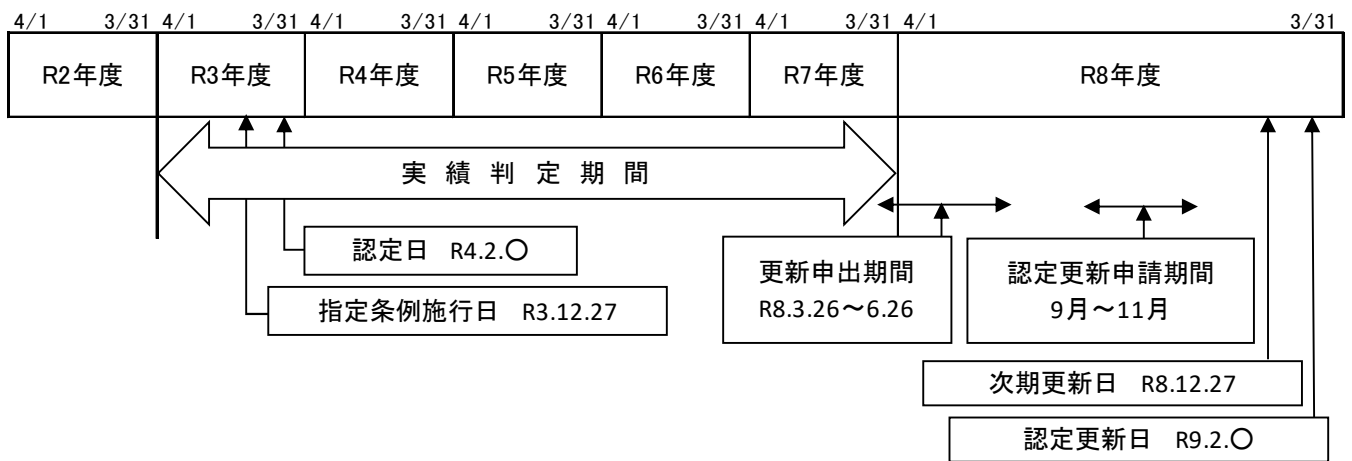


※速やかな認定申請により、認定審査における実績判定期間が指定審査と同一となるため審査は省略できます。

指定NPO法人の有効期間の更新による認定NPO法人の更新

○指定NPO法人の有効期間の更新がされた場合は、認定NPO法人の更新基準も満たすことから、認定有効期間更新申請書類を提出することにより、認定NPO法人の更新できます。

「具体例」の法人



2 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定を受けるためには、次の（１）から（１０）の指定基準に適合する必要があります。

（１）事務所の所在地に関する基準

徳島県内に主たる事務所を有すること。

（２）寄附金等の収入実績に関する基準

基準の判定に当たっては、次の①～②のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が、10分の1以上であること。

国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》原則 (26頁から27頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式2》国の補助金等を算入する場合 (28頁参照)

② 絶対値基準 《算式3》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、かつ年1,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の寄附金の額の合計が年平均150,000円以上(休眠預金等交付金関係助成金の額を除いて150,000円以上)であること。(29頁参照)。

(注1) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 30人$$

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附者からの1,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の寄附金の額の総額} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq$$

150,000円
休眠預金等交付金
関係助成金の額を
除いて150,000円

《算式1》相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{10}$$

【経常収入金額とは】

総収入金額 - イの金額

【寄附金等収入金額とは】

受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^(注1)からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額）の占める割合が10分の1以上であること。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

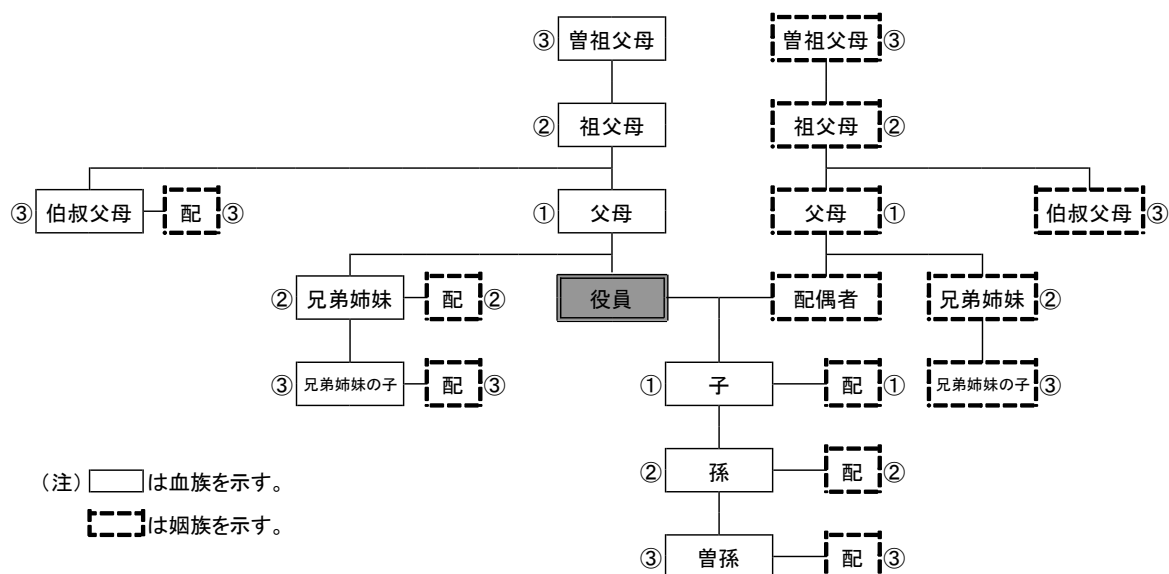
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《三親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します。

ハの金額

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(4)活動の対象に関する基準」に定める割合（30頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 — **ロの金額** を限度とします。）

(注6) **ハの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります。

- (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（30頁(4)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式 2》

相対値基準（国の補助金等を算入する場合）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{10}$$

（注） 国の補助金等を算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額からロの金額（27 頁参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式 1》（26 頁）を参照してください。

トの金額

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額（27 頁参照）を控除した金額

《算式3》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の} \\ \text{提供者である場合は、3,000円+休眠預金等交付} \\ \text{金関係助成金の額)以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 30人$$

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附者からの} \\ \text{1,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金} \\ \text{の提供者である場合は、1,000円+休眠預金等交} \\ \text{付金関係助成金の額)以上の寄附金の額の総額} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 150,000円$$

休眠預金等交付金
関係助成金の額を
除いて150,000円

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、かつ1,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の受入寄附金総額が年平均15万円以上(休眠預金等交付金関係助成金の額を除いて150,000円以上)であること。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の寄附者数が30人以上となっている場合及び1,000円(寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円+休眠預金等交付金関係助成金の額)以上の受入寄附金総額が年15万円以上(休眠預金等交付金関係助成金の額を除いて150,000円以上)となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

(3) 県民の参加・支持の実績に関する基準

実績判定期間内において、次のいずれかに適合していること。

- イ 特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数が、年平均100人以上であること。(但し、当該NPO法人の役員、職員等は除く。)
- ロ 広く県民等を対象とした特定非営利活動に係る催しを、年平均3回以上実施していること。
- ハ 国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動を年平均1回以上実施していること。

(解説)

イ 各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとします。

この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

ロ 「特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数」は、給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者を除きます。

(※交通費・消耗品費等の実費相当額については対価とみなしません。)

ハ 実績判定期間内においてイ、ロ、ハのいずれかを選択し年平均人数・回数を満たすこと。

(4) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等
が対象である活動

ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます。

① 当該申出に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申出に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限り、)に対する助成

- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注）3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

（５）運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する 最も大きなグループの人数	\leq	$\frac{1}{3}$
役員 の 総 数		
かつ		
役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で 構成する最も大きなグループの人数	\leq	$\frac{1}{3}$
役員 の 総 数		

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

（解説）

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における
$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における
$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

- (注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます。
- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
 - b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
 - c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、徳島県知事はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(7) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類

④ 規則で定める書類

⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類

(注) 「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

4 寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

5 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 規則で定める書類

(注) 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます

「(5) 運営組織及び経理に関する基準」(P31)（ロを除く。）、「(6) 事業活動に関する基準」(P32) イ及びロ、「(7) 情報公開に関する基準」(P33)、「(9) 不正行為等に関する基準」(P34) に適合している旨並びに「3欠格事由」(P35) のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類

(8) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により提出していること。

(9) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又

は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(10) 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

3 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

イ 役員のうち、次の①から③のいずれかに該当する者がある

- ① 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- ② 徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ 法第47条第1号に規定する欠格事項に該当する者

ロ 指定の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が条例等に違反している

ニ 法第47条第2号から6号に規定する欠格事由にかかげるもの

- ① 認定・特例認定の取消の日から5年を経過しないもの
- ② 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- ③ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ④ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない
- ⑤ 次のいずれかに該当する法人
 - ・暴力団
 - ・暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- ② 徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、

その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑤ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑥ 暴力団の構成員等^(注2)
- (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。
(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が条例又は条例に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 法第47条第2号から6号に規定する欠格事由にかかげるものは、欠格事由に該当します。

- ① 認定、特例認定を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しないもの。
- ② NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人。
- ③ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 徳島県の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

- ④ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人
- ⑤ 次のいずれかに該当する法人
 - ・暴力団
 - ・暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料

指定基準等の該当性や申出書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な指定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	寄附金等の収入実績に関する基準
		県民の参加・支持の実績に関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	不正行為等に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	寄附金等の収入実績に関する基準
		県民の参加・支持の実績に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		寄附金等の収入実績に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		県民の参加・支持の実績に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		寄附金等の収入実績に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均30人以上かつ年1,000円以上の者の合計額が年平均150,000円以上)の算出方法がわかる資料	寄附金等の収入実績に関する基準
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	寄附金等の収入実績に関する基準
		県民の参加・支持の実績に関する基準
9	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		県民の参加・支持の実績に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

4 指定NPO法人に関する優遇措置等

指定NPO法人に関する税制上の措置とNPO法上の優遇措置は、次のとおりです。

(1)個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する措置

<個人県民税の寄附金税額控除>

個人から指定NPO法人等に対する寄附金は、個人県民税の控除を受けることができます。



《算式》

$$(\text{寄附金} - 2000\text{円}) \times 4\% = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

【寄附金税額控除に関する申告】

個人県民税の寄附金控除を受けようとする場合には、住所地の市町村に申告を行います。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

*具体的な申告方法等については、住所地市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、指定NPO法人等に対し、指定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、指定を受けていないNPO法人に対する寄附金や指定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、上記の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(2)認定NPO法人となるための認定基準の一部に適合

<認定NPO法人のPST要件を充足>

指定NPO法人は、認定基準のうちPST要件（寄附要件）を満たすものとして認められることから、より多くの税制上の優遇措置が受けられる認定NPO法人への近道となります。

*認定NPO法人となるためには、改めて徳島県に申請する必要があります。

○ 参考（認定NPO法人の税制上の優遇措置等）

<個人が寄付した場合>

- ・所得税の寄附金控除（所得控除）又は税額控除（40%）
- ・個人住民税の税額控除（県民税4%、市町村民税6%）

<法人が寄附した場合>

- ・損金算入限度額の拡大

<相続人等が相続財産等を寄附した場合>

- ・寄附した相続財産が非課税（金銭の場合）

<認定NPO法人自身：みなし寄附金制度の適用>

- ・収益事業から得た利益を本来事業の非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金に算入可能

<個人が現物寄附した場合>

- ・現物資産（土地、建物、株式など）を寄附した場合、一定の要件を満たすとみなし譲渡所得税（資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する課税）が非課税

<様式及び様式例>

様式第1号（第2条関係）

指 定 申 出 書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 名称

代表者の氏名

電話番号

地方税法第37条の2第1項第4号の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の概要			
上記以外の事務所	所在地	責任者の役職及び氏名	電話番号
過去の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日から 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> 無		
指定の取消しの有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無		
条例第4条第1項第2号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（相対値基準） <input type="checkbox"/> ロに適合（絶対値基準）		
条例第4条第1項第3号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（対価を受けないで参加した人数） <input type="checkbox"/> ロに適合（催しの回数） <input type="checkbox"/> ハに適合（協働事業の回数）		

(注意事項)

- ・ 申出書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ指定申出書を提出することができません。
- ・ 過去に指定（有効期間の更新を除きます。）又は指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申出書には「指定を受けるための申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

指定有効期間更新申出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 名称

代表者の氏名

電話番号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第9条第3項の規定により、指定の有効期間の更新のための確認を受けたいので、申し出ます。

指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
現に行っている事業の概要			
上記以外の事務所	所在地	責任者の役職及び氏名	電話番号
条例第4条第1項第2号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（相対値基準） <input type="checkbox"/> ロに適合（絶対値基準）		
条例第4条第1項第3号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（対価を受けないで参加した人数） <input type="checkbox"/> ロに適合（催しの回数） <input type="checkbox"/> ハに適合（協働事業の回数）		

(注意事項)

- ・ 指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、指定の有効期間満了の日の9月前から6月前までの間（更新申出期間）に更新の申出をしなければなりません。
- ・ 指定の有効期間の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申出書には「指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
（既に知事に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

指定を受けるための申出書（指定の有効期間の更新の申出書）
及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		参 照 ペ ー ジ	チ ェ ッ ク
指定申出書（様式第1号）又は指定有効期間更新申出書（様式第3号）		40	
1 寄附者名簿		81	
2 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
基 準 一 号	指定基準等チェック表（第1表）	45	
二 号 基 準	イ、ロのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準		
	指定基準等チェック表（第2表 相対値基準用）	46	
	受け入れた寄附金の明細表（第2表付表1 相対値基準用）	48	
	社員から受け入れた会費の明細表（第2表付表2 相対値基準用）	51	
	ロ 絶対値基準		
	指定基準等チェック表（第2表 絶対値基準用）	53	
三 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ ボランティアに関する基準		
	指定基準等チェック表（第3表）	56	
	ボランティアスタッフ名簿（第3表付表1）	57	
	ロ 広く県民等を対象とした催しに関する基準		
	指定基準等チェック表（第3表）	56	
	催しに関する実績表（第3表付表1）	58	
	ハ 国等と協働して行った特定非営利活動に関する基準		
	指定基準等チェック表（第3表）	56	
	協働事業実績表（第3表付表1）	59	
基 準 四 号	指定基準等チェック表（第4表）	60	
五 号 基 準	指定基準等チェック表（第5表）	62	
	役員 の 状 況（第5表付表1）	64	
	帳簿組織の状況（第5表付表2）	66	
六 号 基 準	指定基準等チェック表（第6表）	68	
	役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）	71	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）	72	
基 準 七 号	指定基準等チェック表（第7表）	74	
号 八 号 基 準 十	指定基準等チェック表（第8,9,10表）	76	
欠格事由チェック表		78	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		80	

指定基準等チェック表 (第1表)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日			
1 県内に主たる事務所を有すること。			チェック欄			
<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td></td> <td>はい・いいえ</td> </tr> </table>			主たる事務所の所在地		はい・いいえ	
主たる事務所の所在地		はい・いいえ				

(注意事項)

- ・ 申出書を提出する時点における主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

指定基準等チェック表 (第2表 相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において10分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額(㉑の金額)		①	円
総収入金額		㉒	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額(㉓欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉑	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉒	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉓	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉔	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準)㉕欄の「()」)	㉕	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㉖欄)	㉖	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㉗欄)	㉗	円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準)㉘欄)		㉘	円
差引金額 (㉒-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)		㉙	円 ⇒①
寄附金等収入金額(㉚の金額)		②	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準)㉛欄)		㉛	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準)㉜欄)	㉜	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㉕欄)	㉕	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㉖欄)	㉖	円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準)㉗欄)	㉗	円
差引金額 (㉛-㉜-㉕-㉖-㉗)		㉘	円
会費収入(㉙欄と付表2(相対値基準用)㉚欄のうちいずれか少ない金額)		㉙	円
国の補助金等の金額(㉚欄の金額を限度とする。)		㉚	円
合計金額 (㉘+㉙+㉚)		㉛	円 ⇒②
基準となる割合 (㉛÷①)		③	%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が令和3年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日(指定を受けたことのない法人)となります。

「指定基準等チェック表」(第2表 相対値基準) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」～「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、及び「受入寄附金総額㊶」～「休眠預金等交付金関係助成金㊷」の各欄	「第2表付表1(相対値基準)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第2表付表2(相対値基準用)㊺」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第2表付表1 (相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 10%))	Ⓒ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 50%))	Ⓓ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓕ	() 円	() 円	() 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ	() 円	() 円
	Ⓖ欄以外の者	Ⓖ	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	Ⓖ	() 円		
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓖ	() 円		
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)	Ⓖ	() 円		() 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第2表付表1（相対値基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第2表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額を記載します。</p>	

社員から受け入れた会費の明細表

第2表付表2（相対値基準用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
-----	--	--------	--------	-------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	
①から控除する金額（①×②）	③	
差引金額（①－③）	④	



第2表（相対値基準）⑦欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第2表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。</p>

指定基準等チェック表 (第2表 絶対値基準用)

(初葉)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(※1)以上である寄附者の数の合計数が年平均30人以上であり、かつ、年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計が年平均150,000円(※3)以上であること

チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

※1 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円に休眠預金等交付金関係助成金の額を加えた額以上の寄附金額である場合に一人とすることができます。

※2 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円に休眠預金等交付金関係助成金の額を加えた額以上の寄附金額である場合に合計することができます。

※3 年1,000円以上の寄附金の額の合計に休眠預金等交付金関係助成金が含まれる場合は、休眠預金等交付金関係助成金の額を除いて150,000円以上であること

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が30人以上である。(※1)		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年30人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均30人以上かどうかを判定してください。(※1)

年3,000円以上の寄附者の数(※1)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※1)} \quad \boxed{A} \quad \text{人} \quad \times \quad 12}{\text{実績判定期間の月数} \quad \boxed{B} \quad \text{月}} = \boxed{\quad \text{人} \quad} \geq 30 \text{人}$$

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が令和3年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日(指定を受けたことのない法人)となります。
- ・ なお、指定審査の過程において、寄附者の数及び寄附額の算出根拠について確認させていただきますので、寄附者の数及び寄附額の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

実績判定 期間内の 各事業年度	自 至	①	②	③	④	⑤
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計が150,000円(※3)以上である。		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金のみを数えていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、その寄附金を寄附金額の合計から除いていますか。
- 実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計が年150,000円(※3)未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均150,000円(※3)以上かどうかを判定してください。

年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計(※3)	①	②	③	④	⑤	合計	
	円	円	円	円	円	C	円
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						D	月

実績判定期間の年1,000円(※2)以上の寄附金総額

$$\frac{C \text{ 円}}{D \text{ 月}} \times 12 = \boxed{\text{円}} \geq 150,000 \text{ 円 (※3)}$$

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が令和3年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日（指定を受けたことのない法人）となります。
- なお、指定審査の過程において、寄附者の数及び寄附額の算出根拠について確認させていただきますので、寄附者の数及び寄附額の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

「指定基準等チェック表」(第2表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「実績判定期間内の各事業年度」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載します。</p> <p>寄附者の数の要件</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円(※1)以上の寄附者の数が30人以上である場合は下欄の「はい」、30人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円(※1)以上の寄附者の数が30人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円(※1)以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> <p>寄附金額の要件</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計が年150,000円(※3)以上である場合は下欄の「はい」、年150,000円(※3)未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年1,000円(※2)以上の寄附寄附金の額の合計が年150,000円(※3)以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数及び金額の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者及びその金額のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者及びその金額の数に含めません。</p> <p>※1 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、3,000円に休眠預金等交付金関係助成金の額を加えた額以上の寄附金額である場合に一人とすることができます。</p> <p>※2 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金の提供者である場合は、1,000円に休眠預金等交付金関係助成金の額を加えた額以上の寄附金額である場合に合計することができます。</p> <p>※3 年1,000円以上の寄附金の額の合計に休眠預金等交付金関係助成金が含まれる場合は、休眠預金等交付金関係助成金の額を除いて150,000円以上であること</p>
<p>「年3,000円以上の寄附者の数」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円(※1)以上の寄附者の数を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
<p>「年1,000円以上の寄附金の額の合計」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が1,000円(※2)以上の寄附金の額の合計を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「C」欄に記載します。</p>	
<p>「実績判定期間の月数」欄</p>	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」及び「D」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準等チェック表 (第3表)

法人名		チェック欄
実績判定期間内において、次のイ、ロ、ハいずれかに適合していること		

イ 特定非営利活動に携わったボランティアスタッフの延べ人数が、年平均100人以上であること。

ボランティア スタッフ数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数						B	月

(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。

$$\frac{\text{ボランティアスタッフ数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{} \text{ 人} \geq 100 \text{ 人}$$

注) ボランティアスタッフ名簿を提出すること。(当該NPO法人の役員、職員等を除く。)

ロ 各事業年度において広く県民等を対象とした事業活動に係る催しを年平均3回以上実施していること。

催し実施数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	回	回	回	回	回	A	回
実績判定期間の月数						B	月

(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。

$$\frac{\text{催し実施数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 回} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{} \text{ 回} \geq 3 \text{ 回}$$

注) 催し実績表を提出すること。

ハ 各事業年度において国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動を年平均1回以上実施していること。

協働事業実施数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	回	回	回	回	回	A	回
実績判定期間の月数						B	月

(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。

$$\frac{\text{協働事業実施数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 回} \times 12}{B \text{ 月}} = \boxed{} \text{ 回} \geq 1 \text{ 回}$$

注) 協働事業実績表を提出すること

ボランティアスタッフ名簿

法人名	事業年度	年月日～年月日
-----	------	---------

氏名	住所	活動内容	活動年月日
合計			人

(注意事項)

- ・事業年度ごとに作成してください。
- ・「特定非営利活動に携わったボランティアスタッフ」は、氏名、住所が明らかな者のみを記載してください。
- ・「特定非営利活動に携わったボランティアスタッフ」からは、「給料、報酬その他これらの対価を受けている者」及び「当該特定非営利活動法人の役員、社員」を除きます。
- ・なお、指定審査の過程において、ボランティアの数の算出根拠や実施イベントについてホームページ等による情報公開について確認させていただく場合がありますので、ボランティアの数の算出根拠・実施イベント情報を示す書類を法人の主たる事務所に保管するようお願いします。

催し実績表

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

主催イベント名	イベント実施場所	内 容	実施年月日
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告
合 計	回		

(注意事項)

- ・事業年度ごとに作成してください。
- ・ホームページ等による情報提供実績の欄は、該当の情報提供の文字を囲んで下さい。
※ホームページ等の画面の控えをとっておいて下さい。
- ・実施資料（実施要領・パンフレット・ホームページ等による情報公開資料・実績報告書類・写真等）を確認いたします。

協働事業実績表

法人名	事業年度	年月日～年月日		
協働した団体名	協働団体の事務所の所在地	協働して行った特定非営利活動の内容		実施時期
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告	
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告	
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告	
ホームページ等による 情報公開実績	開催情報	参加者募集	開催実施報告	
合 計	回			

(注意事項)

- ・事業年度ごとに作成してください。
- ・実施資料（実施要領・契約書・パンフレット・ホームページ等の情報公開資料・実績報告書類・写真等）を確認いたします。
- ・「協働」の事例
 - (1) 事業協定
国等とNPO法人が一定期間、継続的な関係の基で、それぞれの特性を生かしながら協力して取り組む形態
 - (2) 実行委員会・協議会
国等がNPO法人とともに実施主体となって事業を行うこと
 - (3) 共催
複数の主体が主催者となって事業を行う形態
 - (4) 協働型委託
国等が実施している事業のうち、委託契約として実施する形態
 - (5) 補助・助成
NPO法人が取り組む公益的な課題を解決する活動に対し、国等が金銭を交付する形態

指定基準等チェック表 (第4表)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等 ① (指標)

①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ②

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	
合 計 (a+b+c+d+e)		⑥	

⇒②へ

基準となる割合 (②÷①) ③

「指定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうちイ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあつては、その名称)が記載された者であつて、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準等チェック表 (第5表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数		割 合		
		①	②	③	④	
			最も人数が多い「親族等」のグループの人数	(②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	(④÷①)
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 出 時		人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第5表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 出 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

・指定基準等チェック表(第5表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。

第5表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第5表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

「指定基準等チェック表」（第5表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第5表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第5表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第5表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時	就任・退任 年月日

「役員 の 状況」 第 5 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、指定基準等チェック表（第 5 表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員 の 配偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
 - ② 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ③ 役員 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ④ ② 又 は ③ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人
 - ② ① に 掲 げ る 者 と 役 員 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
 - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ⑤ ③ 又 は ④ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第5表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

「帳簿組織の状況」 第5表付表2 記載要領

- 1 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 2 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 3 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

指定基準等チェック表 (第6表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

・「指定基準等チェック表(第6表)」は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第6表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「指定基準等チェック表(第6表 次葉)」(ハ及びニ)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第6表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第2表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

(注意事項)

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄も算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第6表付表1

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第6表付表2（初葉）

法人名	
-----	--

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

（注意事項）

・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

指定基準等チェック表 (第7表)

法人名		チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員等の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 指定基準等チェック表第7表は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

「指定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第8、9、10表)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第8表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無											
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

指定基準等チェック表 (第9表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>申出時</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	申出時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤	申出時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
⑨ 指定基準等チェック表(第9表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

指定基準等チェック表 (第10表)

8 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第8表及び第10表)は、記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者</p> <p>ロ 指定を取り消された場合又は認定を取り消された場合又は特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定又は認定又は特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ホ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 指定、認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令又は条例等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（指定及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに県知事及び市町村長が交付した滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	徳島県暴力団排除条例に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者	有・無
ロ	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合又は認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ホ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	指定、認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金充当予定事業一覧

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

第2章 指定NPO法人の 管理・運営について

1 指定 NPO 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

指定 NPO 法人は、徳島県の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を徳島県に提出しなければなりません（条例 13）。

（注 1） 下表の他、すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります

○ 徳島県に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ	
①	役員報酬規程等提出書（様式第 7 号）	92	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）		
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 ^{（注 1）} との取引		
⑤	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^{（注 2）} で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		
			93～99

⑨	<p>第1章「2 指定NPO 法人としての指定を受けるための基準」の(5)(口の部分を除きます。)、(6)イ及びロ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類</p> <p>※指定基準等チェック表(第5表、第6表(初葉)、第7表、第9表)、欠格事由チェック表</p>	<p>31～36 62～68 74～79</p>
---	--	----------------------------------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、98ページを御参照ください。

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、徳島県の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、徳島県に提出しなければなりません(条例13②)。

(3) その他の報告

指定 NPO 法人は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	役員の変更、代表者の変更、定款の変更（名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く。）をした場合 （条例 10①、②）	役員及び代表者の変更 ① 役員の変更等の届出書（様式第 4 号） ② 変更後の役員名簿（2 部） ③ 役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が条例第 6 条（役員の欠格事由）に該当していない旨を説明する書類 定款の変更 ① 役員の変更等の届出書（様式第 4 号） ② 変更後の定款が条例第 6 条三に該当していない旨を説明する書類 ③ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ④ 変更後の定款（2 部） ⑤ 定款変更認証書の写し ⑥ 登記事項証明書（登記事項の変更の場合） ※法 23①、25③、⑥の規定により、認証の申請や届出をしている場合はそれぞれ省略できる。	徳島県
②	名称、主たる事務所の所在地を変更した場合（条例 11 ①、③）	名称の変更 ① 役員の変更等の届出書（様式第 4 号） ② 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③ 変更後の定款（2 部） ④ 登記事項証明書 主たる事務所の所在地の変更 ① 役員の変更等の届出書（様式第 4 号） ② 登記事項証明書 ③ 定款の変更を伴う場合は、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款（2 部） ※法 25③、⑥の規定により、認証の申請や届出をしている場合はそれぞれ省略できる。	
③	法人を解散したとき （条例 16）	①解散届出書（様式第 8 号） ※法 31②の規定により認定を受けている場合若しくは 31④の規定により届出をしている場合又は合併により解散した場合は省略できる。	
④	他の NPO 法人と合併しようとするとき （条例 17①）	① 合併届出書（様式第 9 号） ② 合併後存続する NPO 法人又は、合併によって存続する NPO 法人が条例 3①の規定による指定届出書 ※法 34③の規定により合併認証の申請が必要	

2 指定 NPO 法人の情報公開

(1) 指定 NPO 法人の情報公開（閲覧）

指定 NPO 法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（条例 10③、12④）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ 条例 12②四、規則 29②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(注) ①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。(法 52⑤)

《参考》

指定 NPO 法人は、指定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（条例 12①、②、規則 29②）。

書 類 名	備え置き期間
	指定 NPO 法人
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（条例 12①）	指定の日から 起算して 5 年間
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例 12①）	
前事業年度の寄附者名簿（条例 12②一）	作成の日から 起算して 5 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例 12②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（条例 12②三）	
第 1 章「2 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準」の(5)（ロに係る部分を除きます。）、(6)イ及びロ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例 12②四、規則 29②）	
「助成金の支給の実績」を記載した書類（条例 12③）	

(2) 徳島県の情報公開（閲覧・謄写）

徳島県は、指定 NPO 法人から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、徳島県の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(条例 14)。

指定 NPO 法人、徳島県における閲覧等書類一覧

指定 NPO 法人及び徳島県において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		指定 NPO 法人等 (閲覧)	徳島県 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等（注1）	事業報告書	○	○	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
	財産目録			
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿（注1）				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）				
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	期間中	○	
指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	期間中	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金、その他の資金に関する事項を記載した書類			○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類			○
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類			○
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引			
	ロ 役員等との取引			
	寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類			○
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）				
ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○			
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○			
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○			
第1章「2 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準」の(5)（ロに係る部分を除きます。）、(6)イ及びロ、(7)並びに(9)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	

「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
寄附者名簿・ボランティア名簿	×		×	
指定申出書	×		×	
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×	

(注1) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません（令和2年改正法30、52⑤）。

(注2) 徳島県又は指定NPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(3) 指定NPO法人の活動に関する情報の公開（インターネット等の利用）

指定NPO法人は、県民の参加・支持の実績に関する基準に該当する活動の情報について、インターネットの利用その他の方法により、積極的に公開しなければならないとされています（条例15）。

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

イ 徳島県知事は、指定NPO法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、徳島県知事は、徳島県の職員に当該指定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例18①)。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

① 徳島県知事は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させるものとされています(条例18②)。

② 徳島県知事が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ロ①の書面の提示を要しないものとされています(条例18③)。

③ 上記②の場合、徳島県知事はその検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、指定NPO法人の役員等に上記ロ①の書面を提示させるものとされています

す（条例 18④）。

- ④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記ロ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（条例 18⑤）。
- ⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（条例 18⑥、⑦）。

(2) 指定 NPO 法人に対する勧告、命令等

- イ 徳島県知事は、指定 NPO 法人について、(4) ロ①から③の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定 NPO 法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（条例 19①）。
- ロ 徳島県知事は、上記イの規定による勧告を受けた指定 NPO 法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定 NPO 法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（条例 19③）。
- ハ 上記イの勧告並びにロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（条例 19④）。
- ニ 徳島県知事は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表するものとされています（条例 19②、⑤）。

(3) その他の事業の停止

- イ 徳島県知事は、その他の事業を行う指定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該指定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（条例 20①）。
- ロ 徳島県は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとされています（条例 20②）。

(4) 指定 NPO 法人に対する指定の取消しのために必要な手続を行う基準

- イ 徳島県知事は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消のために必要な手続を行わなければなりません（条例 21①）。
 - ① 指定基準に適合しなくなったとき
 - ② 欠格事由（条例 6 二除く）のいずれかに該当するとき

- ③ 偽りその他不正の手段により指定、指定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ④ 申出期間内に、指定の有効期間の更新の申出をしなかったとき
- ⑤ 他の NPO 法人と合併後存続する NPO 法人又は設立する NPO 法人が指定基準に適合しなくなったとき
- ⑥ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ⑦ 指定 NPO 法人から指定の取消しの申出があったとき
- ⑧ 指定 NPO 法人が解散したとき

ロ 徳島県は、指定 NPO 法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができます(条例 21②)。

- ① 事業報告書等を徳島県に提出しないとき
- ② 「2 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準」(5)、(6)イ若しくはロ、(9)(31～34 頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ③ 「2 指定 NPO 法人の情報公開」(1)(87 頁参照)に違反して閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- ④ 「(3)その他の報告」(86 頁参照)に該当する事項がある場合に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ⑤ 「2 指定 NPO 法人の情報公開《参考》」(87 頁参照)の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑥ 「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」(84 頁参照)に掲げる書類の提出を怠ったとき
- ⑦ 「3 指定 NPO 法人に対する監督等」(1)(89 頁参照)による、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ⑧ 上記ロ①～⑦のほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

様式第7号（第30条関係）

役員報酬規程等提出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 名称

代表者の氏名

電話番号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、役員報酬規程等を提出します。

役員報酬規程等提出書添付書類チェック表

		チェック欄			
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額		
	提出しない場合			⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____年度）				⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
	最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____年度）				
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類					
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			(3) 条例第4条第1項第5号（ロに係る部分を除く。）、第6号イ及びロ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引				指定基準等チェック表（第5表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
③ 寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日				「役員の状況」第5表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第5表付表2	
			指定基準等チェック表（第6表）（初葉）		
			指定基準等チェック表（第7表）		
			指定基準等チェック表（第9表）		
			欠格事由チェック表		
/					

「役員報酬規程等提出書添付書類」の記載上の留意点等

- この用紙は様式第7号を提出する際に必要な添付書類を示したものです。
- 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- 提出書類の様式について
条例第13条の規定により提出する書類のうち、「条例第4条第1項第5号（ロに係る部分を除く。）、第6号イ及びロ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、指定申出書の添付書類としての「指定基準等チェック表」の第5表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第5表付表1・2、第6表（初葉）、第7表、第9表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第5表の「年月日～年月日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「条例第12条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

様式第5号（第29条関係）

助成金の支給に係る提出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 名称
代表者の氏名
電話番号

助成金の支給を行ったので、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

様式第4号（第26条，第27条関係）

役員の変更等の届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり変更があった（変更をした）ので，徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第10条第1項（第11条第1項）の規定により，届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 役員の名又は住所若しくは居所 <input type="checkbox"/> 定款（名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く） <input type="checkbox"/> 定款（名称） <input type="checkbox"/> 定款（主たる事務所の所在地）	
変更年月日	変 更 前	変 更 後

様式第 8 号（第 3 2 条関係）

解散届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

住所又は居所

清算人 氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第 1 6 条の規定により、届け出ます。

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

様式第9号（第33条関係）

合併届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人 名称
 代表者の氏名
 電話番号

次のとおり控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しますので、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第17条第1項の規定により、届け出ます。

指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
合併の相手方となる法人	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	定款に記載された目的	
条例第4条第1項第2号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（相対値基準） <input type="checkbox"/> ロに適合（絶対値基準）	
条例第4条第1項第3号に掲げる基準の適合の有無	<input type="checkbox"/> イに適合（対価を受けないで参加した人数） <input type="checkbox"/> ロに適合（催しの回数） <input type="checkbox"/> ハに適合（協働事業の回数）	

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
(平成二十七年徳島県条例第六十六号)

(趣旨)

第一条 この条例は、個人の県民税に関する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号の規定による控除に係る控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法第三十七条の二第十二項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「指定」とは、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

(指定の申出)

第三条 地方税法第三十七条の二第十二項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 設立の年月日
- 三 事業の概要
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号から第八号までに掲げる書類については、法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

四 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（法第二十七条第三号に規定する計算書類をいう。）及び財産目録

五 実績判定期間において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての実績判定期間内の日を含む各事業年度における報酬の有無を記載した名簿

六 実績判定期間内の日を含む各事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

七 役員名簿（法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）

八 定款等（法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。以下同じ。）

3 前項の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人又は第二十一条第一項

第一号に該当し、指定を取り消された特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、二年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(指定のために必要な手続を行う基準等)

第四条 知事は、前条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

一 県内に主たる事務所を有していること。

二 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が十分の一以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第六号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第四号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかなものに限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。以下このロにおいて同じ。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）以上である場合の当該同一の者をいい、当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下この(1)において同じ。）の数（当該事業年度において個人である寄附者と生計を一にする他の寄附者がいる場合には、当該寄附者と当該他の寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が

三十以上であること。

- (2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が千円（当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）以上である場合の当該同一の者をいい、当該特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）からの寄附金の額の総額から当該寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が十五万円以上であること。

三 特定非営利活動（法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる基準のいずれかに該当すること。

イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、特定非営利活動に報酬その他の対価を受けずに参加した個人（氏名及び住所が明らかなものに限る、当該特定非営利活動法人の社員その他の構成員であるものを除く。）の延べ人数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、当該特定非営利活動法人が広く県民等を対象として開催した特定非営利活動に係る催しの回数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が三以上であること。

ハ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が一以上であること。

四 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

五 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

- (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭に用途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。
- 六 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この（3）において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えていないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 七 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等（法第二十八条第一項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 八 法第二十九条の規定により事業報告書等を提出していること。
- 九 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 十 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 十一 実績判定期間において、第一号、第五号、第六号イ及びロ並びに第七号から第九号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第七号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の指定の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期

間に国の補助金等がある場合における前項第二号イに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

- 3 知事は、第一項の規定により指定のために必要な手続を行うに当たって、必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第五条 前二条に定めるもののほか、第三条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人であつて、当該提出した日の属する事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第六条 第四条の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定のために必要な手続を行わないものとする。

- 一 役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 控除対象特定非営利活動法人が第二十一条第一項第二号、第三号若しくは第六号又は第二項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの
 - ロ 徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 法第四十七条第一号イからニまでに掲げる者
- 二 第二十一条第一項第二号、第三号若しくは第六号又は第二項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が条例又は条例に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 四 法第四十七条第二号から第六号までに掲げるもの

(指定の通知等)

第七条 知事は、指定があつたときはその旨を、指定のために必要な手続を行わないこととしたとき又は指定がなかつたときはその旨及びその理由を、第三条第一項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

(名称等の使用制限)

第八条 控除対象特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の控除対象特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の有効期間及びその更新)

第九条 指定の有効期間は、当該指定の効力を生じた日から起算して五年とする。

- 2 指定の有効期間の満了後引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする控除対象特定非営利活動法人は、次に掲げる基準に適合していることについて、知事の確認を受けなければならない。
 - 一 第四条第一項各号に掲げる基準（同項第五号ロ、第八号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）に適合していること。
 - 二 第六条各号（第二号を除く。）のいずれにも該当していないこと。
- 3 前項の確認を受けようとする控除対象特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下この項及び第二十一条第一項において「申出期間」という。）内に、知事に対し、申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。
- 4 知事は、前項の申出を受けた場合においては、当該申出をした控除対象特定非営利活動法人が第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、同項各号に掲げる基準に適合することを確認したときは、指定の有効期間の更新をするものとする。
- 5 知事は、前項に規定する場合において、第三項の申出をした控除対象特定非営利活動法人が第二項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。
- 6 知事は、第四項の有効期間の更新をしたときはその旨を、同項の有効期間の更新をしないときは指定の取消しのために必要な手続を行う旨及びその理由を、第三項の申出をした控除対象特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。
- 7 第四項の有効期間の更新をしたときは、当該更新された有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とする。
- 8 知事は、第四項に規定する場合において、必要があると認めるときは、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。
- 9 第三条、第四条第二項及び第五条の規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第十条 控除対象特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったとき、その役員の名若しくは住所若しくは居所に変更があったとき、又は定款の変更（名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く。）をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出の内容が、その役員の名又は住所若しくは居所の変更に係るものにあつては法第二十三条第一項の規定による知事への届出をもって、定款の変更に係るものにあつては法第二十五条第三項の規定による知事への認証の申請又は同条第六項の規定による知事への届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを県内の事務所において閲覧させなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又

は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(名称等の変更の届出等)

第十一条 控除対象特定非営利活動法人は、名称又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（次項の規定により当該届出に代える申請又は届出を含む。第十四条において同じ。）があった場合は、指定の変更のために必要な手続を行うものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出の内容が、名称の変更に係るものにあつては法第二十五条第三項の規定による知事への認証の申請をもって、県内の事務所の所在地の変更に係るものにあつては同条第六項の規定による知事への届出をもって、第一項の規定による届出に代えることができる。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び閲覧)

第十二条 控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を、規則で定めるところにより、指定の効力を生じた日から起算して五年間、県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類にあつてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。
 - 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、県内の事務所に備え置かなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、第三条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを県内の事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十三条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下この項及び次条において「役員報酬規程等」という。）及び事業報告書等（法第二十九条の規定により事業報告書等を知事に対して提出している場合にあつては、役員報酬規程等）を知事に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは事後遅滞なく、前条第三項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十四条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項第二号から第六号まで（これらの規定を第九条第九項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、役員名簿若しくは定款等又は第十一条第一項の規定による届出に係る書類、事業報告書等、役員報酬規程等若しくは第十二条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類（第三条第二項第五号及び第六号（これらの規定を第九条第九項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、役員名簿、第十一条第一項の規定による届出に係る書類並びに事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(特定非営利活動に関する情報の公開)

第十五条 控除対象特定非営利活動法人は、第四条第一項第三号に該当する事業活動に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により積極的に公開しなければならない。

(解散の届出)

第十六条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第三十一条第二項の規定による知事の認定を受けている場合若しくは同条第四項の規定による知事への届出をした場合又は当該控除対象特定非営利活動法人が次条第一項に規定する合併により解散した場合は、この限りでない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併)

第十七条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第三十四条第三項の認証の申請をするとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が次項において準用する第四条第一項各号（第十号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 第三条第二項及び第三項、第四条（第一項第十号を除く。）、第六条、第七条並びに第十二条第一項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第十八条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役

員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第四項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について、第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 7 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第十九条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、第二十一条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令を書面により行うよう努めなければならない。
- 5 知事は、第三項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表するものとする。

（その他の事業の停止）

第二十条 知事は、法第五条第一項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う控除対象特定非営利活動法人につき、同条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該控除対象特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第二十一条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- 一 第四条第一項第一号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

- 三 偽りその他不正の手段により指定又は第九条第四項の有効期間の更新を受けたとき。
 - 四 申出期間内に、第九条第三項の申出をしなかったとき。
 - 五 第十七条第一項の届出があった場合であって、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第三項において準用する第四条第一項各号（第十号を除く。）に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。
 - 六 正当な理由がなく、第十九条第三項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
 - 七 控除対象特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
 - 八 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。
- 2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
 - 一 法第二十九条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - 二 第四条第一項第五号、第六号イ若しくはロ又は第九号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 正当な理由がないのに、第十条第三項又は第十二条第四項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - 四 第十条第一項、第十一条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 五 第十二条第一項（第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項又は第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 六 第十三条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - 七 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
 - 3 知事は、前二項の規定により指定の取消しのために必要な手続を行うに当たって、必要と認めるときは、あらかじめ、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会の意見を聴くことができる。
 - 4 知事は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。
 - 5 知事は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(審査会)

第二十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、指定の手続等に関する重要事項の調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、徳島県控除対象特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力依頼)

第二十三条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。